

行橋市広域消費生活センター

# 消費生活センターニュース

令和4年8月号

一方的に送り付けられた商品は、支払い不要です

**カ**ニの購入の勧誘電話が何度もあり、その都度断っていたが、先日その事業者からの宅配で、一方的にカニが送られてきており、不在通知が自宅のポストに入っていた。受け取り拒否をしてもよいだろうか、という相談です。

特定商取引法という法律が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。お金を支払う必要もありません。また商品を開封・処分しても支払いは不要です。

しかし、注文したことを忘れている場合もあるので、思い返してみましよう。困ったなと思ったら消費生活センターにご相談ください。

行橋市広域消費生活センター

JR行橋駅 西口前(行橋市西宮市2-1-39)

☎0930-23-0999 月～金 9:00～17:00



※ご来訪の際は、マスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。